

平成24年9月25日(火)

第9回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成24年9月25日(火)午後1時30分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員(5名) 篠崎 和彦 川村 敏光
鈴木 幸子 北嶋扶美子
中村 準
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員(13名)

教育総務部長	高橋俊明
生涯学習部長	高橋 操
教育総務部次長兼総務課長	湯下文雄
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼図書館長	増田賢一
指導課長兼少年センター長	野口恵一
学校教育課長補佐 金子博之	生涯学習課長 鷺見政夫
教育研究所長 石井美文	鳥の博物館長 木村孝夫
生涯学習課主幹兼	鳥の博物館主幹 時田賢一
公民館長 今井政良	文化・スポーツ課主幹 鈴木 肇
総務課主幹 廣瀬英男	

午後 1 時 3 1 分開会

篠崎委員長 ただいまから平成 2 4 年第 9 回定例教育委員会を開きます。

会議を始める前に、教育委員並びに事務局職員にお願いします。我孫子市教育委員会会議規則第 1 8 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答でお願いします。

会議録署名委員指名

篠崎委員長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により会議録署名委員を指名します。鈴木委員にお願いします。

議案第 1 号

篠崎委員長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 及び第 1 8 0 条の 7 の規定による協議についての一部を改正する協議について、事務局から説明をお願いします。

廣瀬総務課主幹 それでは、議案第 1 号について説明させていただきます。議案第 1 号、市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 及び第 1 8 0 条の 7 の規定による協議についての一部を改正する協議について。

提案理由につきましては、下の方にも載ってあるところでございますが、具体的には、来月に支給されます児童手当から給食費の滞納徴収を実施するに当たりまして、徴収した滞納の給食費を、校長が管理する口座へ振り込みを可能とするための協議について、市長より同意を求められているものでございます。

まず、地方自治法第 1 8 0 条の 2 及び第 1 8 0 条の 7 についてですが、1 8 0 条の 2 については、市長が、その権限に属する事務の一部を教育委員会に執

行させる協議にかかわる条文でございます。180条の7はその逆で、教育委員会が、その一部を市長に執行させる協議ということになります。今回の協議は、第180条の2に対する協議の同意に基づくものであります。

180条の2については、7ページの上段にも説明がございしますが、市の事務の執行については、市長のみ有している権限が幾つかあります。定例教育委員会でも皆様に議決等をいただいておりますが、教育委員会にかかわる条例を議会に上程する際について、上程をする権限は市長のみが持っているものですから、毎回議案を提出して同意をいただいているところでございます。そのような権限の事項については、契約を初め財務もそうですが、市長の権限に属するものをすべて市長事務部局の方で執行するということは事務上不可能ですし、不効率ということになります。そういうこともございまして、教育委員会へ現在でも、6ページの部分で(1)から(4)まで略させていただいておりますけれども、予算の執行にかかわるものとかが、財務規則上の部課長が処理する権限、あと支出金申請・報告、指定管理者の指定の手続については、過去に協議し、同意をいただいているものです。そのように、教育委員会補助金の申請・報告、予算の執行などを180条の2によって協議、同意を与えて事務を行っているところでございます。

今回については、現在定められている協議事項の中に、学校の校長以下教職員等々、事務職員も含むのですが、該当はしておりません。ですから、補助執行が許されていない状態が今の協議の内容になっております。そのため、今回の協議について同意をいただき、校長管理の給食費口座への振り込みを可能にするというのが今回の協議の同意の趣旨でございます。

7ページの下の部分に地行法の抜粋がありますが、その31条の中に学校職員の規定がございまして、その中に「校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く」という規定がございしますので、それを引用すると

ということで、前ページの6ページ、下線部分に引用された職員がイコールなのですが、今回の同意に基づいて、校長、教員、事務職員、技術職員その他を補助執行させていただくということの同意でございます。

なお、補助執行に当たっては、滞納者の徴収の依頼等、口座の管理のみで、実際の徴収事務、うちの方が収税の事務等を行っていますが、そういった点について、従来よりも事務が増となることはありません。従来も教職員の方に徴収の依頼等をしているところですが、それ以上の事務量がふえるということはないと思われます。また、給食費の口座等については、一昨年から学校監査という形で市の監査事務局より監査が実施されているということもつけ加えておきます。

以上です。よろしく申し上げます。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第1号について質疑を許します。質疑ありますか。

川村委員 御説明は十分わかりました。今度、児童手当から滞納者の分の給食費を徴収するということが大前提にあるわけですね。児童手当を超える滞納額があった場合には、どのような形をとられるのですか。

金子学校教育課長補佐 その滞納額ですが、今回第1回ということで、9月11日、第1回締め切りというのがあったのですが、その段階で手を挙げて希望して下さった方が、根戸小学校で1世帯、お子さん2名、金額的には合計で6万4,850円、東小学校で3世帯、お子さんの数は5名、3世帯合計5名で11万8,762円、布佐中学校で3世帯、4名のお子さんということで12万5,000円、湖北台中学校で2世帯、2名で3万円ということになります。金額的には、これまでのものが加算されておりますので大きくは聞こえますけれども、児童手当を超えてということではなくて、手を挙げて下さって、いいですよというふうにおっしゃって下さった御家庭ですので、そこは

当然払えるという見込みがあつてのことですので、超えてという、負担をかけてということではないというふうに解釈しています。

高橋教育総務部長 補足で説明をさせていただきます。当然これにつきましては保護者の同意を得て徴収するわけでございます。あくまでも保護者の同意を得てということになりますけれども、上限としましては児童手当の額ですから、児童手当の額を上回って学校給食費を引き落とすことはございません。以上でございます。

北嶋委員 今の保護者の同意ですけれども、今、我孫子で集めるべき金額と、この同意者の中にはまだ大きな差がありますか。

高橋教育総務部長 24年度中はまだ集計してございませんけれども、23年度は、小中学校合わせて、これは5月の調査になりますけれども、未納額が175万1,271円。平成22年度分は87万9,018円ですので、未納の額と比べればかなり差があるということになります。

北嶋委員 なかなか強制では難しいことですが、では、今回同意が得られなかった方にも、これからもまた引き続き何度かお願いはしていくということですか。

高橋教育総務部長 これは強制ということではなくて、あくまでも児童手当から学校給食費を支払っていただくことの同意をいただくということが前提となりますので、未納対策の1つの手段だというふうに考えておりますので、今後こういった制度も周知をしていきたいというふうに考えております。

北嶋委員 いろいろなケースがあつて未納の状態があると思いますので、その辺丁寧に措置をしてくださるようお願いいたします。

高橋教育総務部長 やはりこの社会的な状況が根本にはあると思いますので、そこら辺については学校給食費だけの問題ではないというふうに考えております。したがって、例えば生活保護ですとか就学援助ですとか、そういった

ほかの制度も含めまして、子供たちが教育を受けることに支障のないような形で、できるだけ相談に乗っていきたいというふうに考えております。

篠崎委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

篠崎委員長 議案第1号、市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部を改正する協議について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

議案第2号

篠崎委員長 次に議案第2号、我孫子市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

金子学校教育課長補佐 議案第2号、我孫子市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱についてです。

提案理由ですが、我孫子市心身障害児就学指導委員会委員の任期が平成24年9月30日をもって満了するため、我孫子市心身障害児就学指導委員会条例第3条に基づき、我孫子市心身障害児就学指導委員会委員を委嘱すべく提案するものでございます。

お手元の資料の9ページをごらんください。委嘱期間は平成24年10月1日から平成26年9月30日の2年間となっております。

委嘱年月日は平成24年10月1日からです。

委嘱人数につきましては、そこにございますとおり14名となっております。

今年度、就学指導委員会は既に第1回が7月19日に開催されております。昨年度、同委員会にて審議をしました児童生徒78名につきまして、1人1人のお子さんの様子につきまして、入学後の状況等を報告、確認をいたしました。今後、第2回の就学指導委員会を10月18日、そして第3回の就学指導委員会を12月6日に開催予定でございます。それらで平成25年度小中学校入学予定者について審議をする予定でおります。審議の過程及び結果をもとに就学指導を行いまして、適正な就学に結びつけたいというふうに考えております。

なお、今現在の段階で第2回、3回の審議児童生徒数は確定をしております。

それから、この14名のメンバーですが、現在のメンバーと変更は特にございません。ただ、これはあくまで計画でして、可能性としては、年度末、特に教職員の異動などが考えられますので、その折にはそのメンバーだけ別に委嘱をというふうになるかと思っております。年度の途中、この9月30日での任期の変更というところにつきましては、先ほど言いましたとおり、年度末で教職員が大幅に入れかわるという可能性もございますので、審議の継続性というものを重視しつつ、この時期の委嘱となっております。

御審議の方よろしくお願いたします。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第2号について質疑を許します。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

篠崎委員長 議案第2号、我孫子市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

議案第3号

篠崎委員長 次に議案第3号、我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

金子学校教育課長補佐 議案第3号、我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部の改正についてです。

提案理由は、臨時的任用職員における賃金の改定（千葉県最低賃金改定）により改正するものです。

お手元の資料の12ページをごらんください。千葉県最低賃金が改正され、従来の748円から8円引き上げられまして、平成24年10月1日より時間給が756円というふうに変更になりました。この改定に伴いまして、我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正し、安全管理員の皆さんの時間給を現在の750円から760円に引き上げたいというふうに考えております。それ以外の方々につきましてはこの最低賃金のラインを超えておりますので、該当するのは安全管理員の皆様、39名ということになるかと思っております。

御審議よろしくお願いたします。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第3号について質疑を許します。質疑ありますか。

鈴木委員 12ページの下の方でございます「具体的には、支払賃金額から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除いた賃金額が、最低賃金額以上でなければなりません」の間で、安全管理員の方は深夜勤務とか休日出勤とかはないですね。

金子学校教育課長補佐 ございません。

鈴木委員 ここに出ているのはすべてないですね。

金子学校教育課長補佐 ありません。

篠崎委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

篠崎委員長 議案第3号、我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部の改正について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

議案第4号

篠崎委員長 次に議案第4号、我孫子市文化施設建設研究会設置要綱を廃止する訓令の制定について、事務局から説明をお願いします。

鷺見生涯学習課長 議案第4号、我孫子市文化施設建設研究会設置要綱を廃止する訓令の制定について説明をさせていただきます。

提案理由になりますが、このたび、市長部局におきまして新たに我孫子市文化施設整備庁内検討委員会設置要綱(我孫子市訓令第31号)を制定したことに伴いまして、平成20年5月に教育委員会で制定しました我孫子市文化施設建設研究会設置要綱を廃止するものです。

この訓令の施行は、次のページの附則に記載してありますとおり、告示の日からといたします。

なお、この「訓令」という用語の意味になりますが、この「訓令」とは、行政機関が内部職員に権限を示達または権限を行使することを「訓令」と称するということです。

次に15ページの資料になりますが、これについては、このたび廃止

する要綱でございます。

なお、この要綱に基づき、平成21年5月に我孫子市文化施設建設研究会の報告書として取りまとめ、生涯学習課より教育委員会に報告させていただいております。この報告書は今後の検討の基礎資料となるものです。

17ページをお開きください。こちらが市長部局で新たに設置しました要綱です。この要綱の第3条に規定しておりますけれども、教育委員会から検討委員会の構成員として、文化・スポーツ課、生涯学習課がメンバーとして参画しております。また、事務局として生涯学習課と市長部局の企画課が担当しております。

次に、19ページをお開きください。具体的な新たな委員会での検討内容を示しております。基本的には3つの事項について検討します。

1つ目の施設計画については、過去に検討してきました文化施設の内容・機能・規模などを再精査するということです。

2つ目の建設候補地の選定については、3つの候補地、ここにも記載してありますが、高野山新田地区、下ヶ戸・岡発戸地区、中里新田地区を中心に、ほかの箇所も踏まえまして候補地を選定していきます。

3つ目の整備手法については、従来の資金調達の方法のほかに、民間資金を活用するPFIの導入、こういうことについても検討していく予定となっております。

最後に今後のスケジュールとなりますが、平成24年、25年度で基本構想のたたき台を取りまとめたいと考えております。また、候補地についても決定していきたいと考えています。平成26年、27年度においては、基本構想、基本計画の策定と用地取得を計画しております。

なお、第1回目の庁内検討会は8月30日に開催しております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第4号について質疑を許します。質疑ありますか。

川村委員 19ページの我孫子市文化施設整備庁内検討委員会の検討内容ですが、今まで検討してきた結果を申し送りをしたということだけですか。例えば、候補地の選定だったら、この3つの地区以外に候補地が出てくる可能性はありますか。

鷺見生涯学習課長 その可能性はございます。新たな構想の中で、今後、市の方針として、にぎわいというのを1つのテーマにしておりますので、その3候補地が、にぎわいを創出するところかどうかということも含めまして検討していきたいと考えています。

北嶋委員 17ページの新しい設置要綱ですけれども、この中に、任務の1番に「文化施設整備の目的、規模及び機能に関すること」という項目が明記されていますけれども、これはとても大事なことで、我孫子の文化の柱にならなければいけない施設の1つだと思います。今この御時世、こういうものを何年もかけてつくるのであれば、それがただのハードなものだけではなく、それを中心に子供たちの文化活動とか生涯学習の文化活動、ひいては、この構成員を見ますと、いろいろな課が入っていますので、多機能にしなければいけない。しかし、多機能だからゆえに簡単な、中身のないものではないと思いますので、しっかりこの目的、それから、そのほかの今後討論されるであろう中のソフトの部分もしっかり作り、また、ソフトの部分がハードに生かされるような建設を目指していただきたいと思います。

鷺見生涯学習課長 ただいまの委員の意見を踏まえまして、そういうことも含めて今後検討していく予定となっております。

北嶋委員 確認ですが、19ページにある文化施設検討委員会とか市民会館跡地利用検討委員会というのは、今活動はもうないのですか。

鷲見生涯学習課長 こちらの2つの委員会につきましては既に一定の役割、報告書として出されておりました、現在はございません。

篠崎委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

篠崎委員長 議案第4号、我孫子市文化施設建設研究会設置要綱を廃止する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

諸 報 告

篠崎委員長 日程第3、諸報告を議題とします。事前に配付された事務報告、事務進行管理資料等に補足説明や追加する事項がありますか。

高橋教育総務部長 私からは、「不祥事の根絶に向けて!」という、今日配付した資料について御説明をさせていただきます。

これにつきましては、不祥事防止に係る取り組みについてということで、この間、一連の不祥事に対して、原因究明と防止対策を検討するため、教育委員会内に、教育長を初め学校長4人、事務局職員8人、市長部局の総務課長の14人で組織する我孫子市教育委員会不祥事防止検討委員会を立ち上げました。そして、7月26日、8月6日、9月7日の3回にわたり議論、検討をしてまいりました。その後、教育委員会の委員の皆様方からは不祥事防止について随時御意見をいただいておりますが、9月19日に開催した教育委員会協議会においては多くの御意見が出されております。それらを踏まえて、本日配付しました「不祥事の根絶に向けて! (案)」という冊子にまとめさせていただきます。

ました。今後、最終調整をいたしまして、完成しました冊子を10月中に各学校、教育委員会事務局職員に配付する予定でございます。この冊子は職場内研修などに活用できる資料ともなっております。不祥事防止の取り組みを繰り返すことにより、不祥事を起こさない、起こさせないという意識を職員の心に刻み込むようにしていきたいと考えております。

終わりに、この場をおかりして、不祥事防止の取りまとめに御尽力いただきました教育委員会の委員の皆様及び不祥事防止検討委員会の委員の皆様には心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上でございます。

篠崎委員長 高橋生涯学習部長、報告や追加することがありますか。

高橋生涯学習部長 特にございません。

篠崎委員長 中村教育長、報告や追加することがありますか。

中村教育長 特にございません。

篠崎委員長 以上で諸報告は終わりました。これより諸報告に対する質疑を許します。

川村委員 まず初めに、「不祥事の根絶に向けて！」の冊子づくりにつきましては、高橋教育総務部長を中心とした委員会のメンバーの方々が忙しい中まとめていただいて、ここまでできたというふうに感じています。言葉の端々、我々からも随分指摘をさせていただいたのですが、今回こういうことがあって、二度と起こしてはならないような方向でこの冊子をつくっていただきたいということで、再度おまとめいただきまして、大変わかりやすい内容になっているように思います。ぜひこれを活用していただいて、今後この間のような不祥事が二度と起こらないようお願いしたいと思います。

高橋教育総務部長 どうもありがとうございました。我々としても、起こって、すぐそういった対策をとってきましたけれども、それだけでは一過性に終

わるのではないかということで、この冊子をいかに活用するかということで、今後常に繰り返し、繰り返し根気強く職員の心に刻み込むような研修なり対応をとっていきたいと思いますので、今後着実にそういったものを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

北嶋委員 不祥事の根絶のためにということで冊子をつくりましたけれども、冊子をつくるのが目的ではなくて、やはり今後できるだけと、本来でしたら絶対と言いたいところですが、ハインリッヒの法則ではないですけれども、30の不祥事の後ろには300の種があるとするならば、その種が発芽しないようにこれを有効活用して、1人1人が胸に刻むしかないことではないかと思しますので、これをつくったから私たちもこれで終わりではなくて、我々を含めて不祥事がないように。まして、今、子供たちの学校はこれにとらわれることなく、日々、きょうのこと、あしたのこのために学校活動が行われていると思います。不祥事もいけないことですが、私たちがこれを胸に刻みながら、子供たちの、また各生涯学習の皆さんの日々のこれからの教育委員会の方向性に向かってみんなで力を合わせていかなければならないと思いますので、そのスタートの1つにしたいと思いますので、これから毎日、きょうを含めて、いい職場であり、いい学校でありたいと願います。

高橋教育総務部長 私どもも不祥事については未然防止が大事だというふう考えております。そのために、今回まとめさせていただきました「不祥事の根絶に向けて！」という内容を、例えば教育委員会内にメールの目安箱を設置するとか、できるものについては順次取り入れてやっております。今後も学校、教育委員会が一体となって不祥事防止に取り組むよう、我々も現場に出て、きちんと実行されているかどうか検証しつつ、職員一丸となって不祥事防止に取り組んでいきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願いいたします。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

川村委員 事務進行管理の5ページ、「我孫子市小・中学校音楽発表会」が10月10日、11日に開催されます。各小学校、中学校で、春先ぐらいから朝練、それから放課後に練習をして、県の大会もありましたので、そういった準備もしつつ、発表会に今回臨もうとしています。日ごろの努力の成果を何らかの形で教育委員会として、または市として、子供たちに評価をしてあげたいという、1つ御提案です。

市内陸上も10月3日に行われますが、そのときにはやはり、順位づけというわけではないのですけれども、頑張った生徒には頑張ったなりの激励、励まし、いろいろなものをその大会の中で行っていると思うのです。どうも音楽発表会は、せっかく黒沢先生とか稲田先生が来られて評論をいただくのですが、子供たちにとってみればわかりやすく理解できているのかなというのが1つ疑問を毎年感じておりました。金賞、銀賞、銅賞がいいのか、それとも市長賞、教育長賞、審査員賞がいいのか私はわかりませんが、何らかの形で評価する、そういった場であってもほしいなというふうに思っています。これについては、指導課というよりは教育委員会全体の話になるので、教育総務部長か教育長からお考えをお聞かせいただければと思います。

高橋教育総務部長 今、川村委員から御提案をいただきました。音楽発表会の中で子供たちに評価を与えるということでございますけれども、今まで音楽発表会ということで、そういった評価、講評は、特に児童生徒に対しては、そこに出席されている講師の方から講評という形をお願いしていただけでございます。もし今後そういった賞の授与ですとか評価につきましては、学校の方とも十分相談をさせていただいて、こういった評価、授与、やるのであればどういった方法がいいとか、そういったことも含めまして、実施について学校の方とも協議をさせていただいてから、また御報告させていただきたいと思います。

川村委員 ありがとうございました。とりわけ小中学校、もしそういう賞が

あったら、もうちょっと頑張れるのになというところでの子供の成長の促し方とかいったものもあると思うので、何とか前向きにそういった賞の授与とかいったものを検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

鈴木委員 事務報告の6ページ、指導課にお伺いいたします。2の「幼保小連携研修会」、研修会をやった後に、9月14日、右ページの12に「幼保小連携授業参観」ということで、かなり幼保小の連携というのも大事な面が見られていますので、ここで何か感じられたことがありましたら、研修から授業参観の流れについてお話しただけたらと思います。

野口指導課長 8月末に幼保小の研修会が行われたわけですがけれども、ここでは特に最近非常に社会問題になっている小1プロブレムの解消、これは他市も非常に問題を抱えていることだと思いますけれども、まずは幼保小の職員が交流をして顔を合わせることで情報を共有していける、そういう場になったということで、参加された先生方からは「顔が見えてよかった」という声がたくさん上がっております。今後さらに各小学校、またそこに付随する幼稚園、保育園の交流を通して、子供たちも小学校ってこういうものなんだなということになれてくるというか、そういうことがうかがえるということで、担当の方で小新聞をつくって各学校に、こんな交流をしましたよということで写真つきで便りを配付しておりますけれども、少しずつその活動が浸透しているかなというふうに感じております。

鈴木委員 ありがとうございます。昨年あたりから、ある学校には幼稚園、保育園から学校の方に行って、そしてお兄さん、お姉さんの様子を見てとてもよかったということが耳に入っていますので、これは進むといいなと思っております。

北嶋委員 教育研究所にお聞きします。11ページの8のところですが、「校内委員会の開催状況の把握と校内支援体制のあり方について助言すると

もに、」の後に「校内委員会での研究所アドバイザーと指導主事の積極的活用を依頼した」とあります。前から校内委員会については何度か質問をさせていただいていますけれども、この文章から察すると、なかなか活用が難しくなっているということでしょうか。

石井教育研究所長 お答えします。小中で多少とも差は正直ございます。ただ、以前に比べれば校内委員会へ呼んでいただける数というのは飛躍的にふえているというふうに考えております。ただ、決まった形のしっかりした校内委員会という形でなかなか開けない場合、例えば昼休みにちょっと生徒指導部会をやるよとか、放課後のあいている時間に、全員でなくてもいいから集まれる先生方は集まってやろうよとか、そういう場合に、どうしても研究所を避けるのではないのですけれども、呼ばなくてもいいというような状況もありますので、そういったところでも遠慮なく呼んでくださいというようなことをコマーシャルしていております。

北嶋委員 学校のいろいろな問題をみんなで共有して、こういう専門家の方々の意見を伺うというのは、今いろいろ学校は問題を多く抱える傾向にあると思いますので、すごく重要だと思います。積極的に研究所の方から押しかけていってもいいので、知恵を授けてさしあげていただきたいなと思います。

石井教育研究所長 ありがとうございます。学校によっては1年間の校内委員会のスケジュールを私どもに提出していただいて、どうぞおいでくださいというスタンスのところもあるのですが、それは全校ではありませんし、今言ったように臨時的に開かれるものもありますので、今よりも一層積極的活用をお願いしていきたいというふうに思います。

篠崎委員長 ほかに質疑ありますか。

教育事業の全般について質疑がありますか。

北嶋委員 前回というか、いじめのアンケート、途中のものをいただきまし

たけれども、あれは9月中旬に各学校から集めるように書いてありましたので、今多分指導課では作業の最中かなと思います。これについては、またまとまりましたらいただきたいということで、いじめについて少し伺いたいと思います。

いじめについてというよりも、先ほどの不祥事ではメールで目安箱ができました。前回の子ども課との話し合いのときにもお聞きしたのですけれども、子供たちが電話相談とかSOSで声を上げるところが我孫子ではちゃんと準備されていて、それが周知されていますかという質問を投げかけたところ、以前はありましたけれども今はという状況で、これからつくらなければいけないですねという子ども課の返事を伺いました。じゃあ我孫子ではどうなっているんだろうということで、教育委員会のホームページを開いたり、市のホームページを開いたりしましたけれども、もし私がいじめられて、誰かに相談したい、学校には相談したくないし親にも言いたくない、ちょっとどこかにといったときに、ないかな。たまたま柏を見てみようと思えば、柏市の教育委員会のホームページの表紙のコンテンツの中に「相談」というのがありました。その中にはきちんと「相談窓口」というコンテンツがありまして、その中にいろいろ相談に関してのことが書いてありますけれども、その中に「やまびこ電話柏」という項目がありました。そこを開きましたら、子供たちが相談できるような感じで、「少年少女の皆さん、保護者の皆さん、悩み事があったら、どうぞ相談してください。経験豊かな専門の相談員がお答えしています。相談内容の秘密は必ず守ります。」、電話番号は04-7166-8181(ハイハイ)だそうですけれども、こういうのがぱぱっと出てきました。我孫子も探しましたら、確かに我孫子の子ども課で「相談」というのがありましたけれども、これはなかなか、私が子供で相談しようかなというときに、すぐにここに連絡できないように私は感じましたので、後で見えていただいて、その辺を精査していただいて、ぜひ我孫子の子供たちが、もちろん学校に相談できればいいし、

親に相談できればいいのですけれども、事と状態によっては誰かに聞いてほしいというときに、電話相談とか、今いろいろNPOとか、国でもやっている、どこでもやっていますけれども、我孫子の子供たちが最低我孫子のどこかに相談をして、我孫子の子供たちの顔が見えるところで聞いてあげる、受けとめてあげるところがあればいいなと思います。そんなに難しいことではないと思いますし、我孫子には研究所で一生懸命活動されている方もいらっしゃいますので、そういうシステムをつくることのできたら、どこかに、大人の不祥事同様、子供たちがSOSを投げかけられるところをつくることは無理なのかなと思って、ちょっと悩みながら言いました。その辺いかがでしょうか。

野口指導課長 教育委員会の中には、相談窓口は、以前は少年センターが担ってはいたのですけれども、子ども部ができたときに子ども相談課の方に電話相談の窓口が移りました。以前は相談の一覧を、国、県、それから周辺、それから市内、どこへかければいいのかということを一覧表にまとめたものを各家庭に学校を通して配っていたこともあるわけですが、まだ発行されていませんが、少年指導員だよりの「きずな」の9月号に、子ども相談課、いじめ以外の子供に関する悩み事の相談を受け付けますよという、ちょっと小スペースですが、記事を掲載いたします。それ以外、「きずな」は子供たちの目になかなか触れる機会がありませんので、その辺、子ども相談課または研究所とも連携をして、またその一覧表等を作成して配付するという事も検討していきたいなというふうには思っています。今は、子ども相談課、指導課の方でも、お互い情報が入ったら共有しましょうということで、必ず連絡をし合うという確認はとれておりますので、その辺連携をしていきたいなというふうには考えております。

北嶋委員 確かに子ども相談課ではホームページに書いてあります。けれども、私は、子供の立場になって考えると、そんな難しくなくていいと思うの

ですね。ここに連絡してごらん、あなたの秘密は守るからまず話してごらんというように今は必要ではないかと思います。確かに柏市の場合も、ほかの相談窓口ということで千葉県サポートセンターとかいろいろなところが書いてありますけれども、誰かに相談したいな、メールでもホームページでもいいので、そういうシステムを今はつくる時ではないかなと私は思います。子ども課でやってもいいのです。そうしたら、それを教育委員会でダブってここにあるよということを表示しても、市民感覚からいって、同じものが2つあっても、それは非難することではなく、それだけ我孫子が手厚く子供たちのことをやっているよということになるので、子ども相談課がきちっとそれをつくってくださる、それはそれで構いませんので、子供たちが子ども課なり教育委員会なりのホームページを悩んで開いたときに「あっ、ここにあった」というところがあればいい

ので、それはどちらがつくっても構いませんので、子ども課と相談されても、あちらにお任せでもいいので、とにかくそういうような窓口が今必要ではないかなと思います。

前回、川村委員も言われた朝日新聞から出ている、私も買いましたけれども、「いじめられている君へ、いじている君へ、それを見ている君へ」とありましたよね。その子たち誰もが相談したいことがあるかもしれない。でも、余り細かく書かれてしまうと、自分はそこに電話するものではないのかなと考えてしまっただけなので、いじている子でも相談できる場所、うちの学校にこういうのがあるよと簡単に相談できる場所が、今この御時世あってもいいのかなと思いますので、もう一度、子ども課とも相談されても構いませんし、教育委員会で考えられて、また、学校の校長会にも御相談されても構いませんので、大人にSOSがあるように、子供がSOSで逃げ込める場、自分の思いを聞いてもらうだけでもいいと思うのです。そういう場が今は必要ではないか

など。どこの課が何をやっても構わないので、それが子供たちの届くところに、見えるところに置いてほしいなとすごく切望いたします。

野口指導課長 ありがとうございます。北嶋委員のおっしゃるとおり、困っている子供たちのためにも、その辺検討させていただきたいと思います。

川村委員 あわせて、例えば学校の教室の中にも、世の中今こういうことが起きている、君たちの周りにはこんなこと起こっていないかいと投げかけるようなもの、ポスターないしは訴求、こういったものも至るところに必要なのではないかなと思うのです。今世の中全体がやっと、いじめというものを見つけようとしているのではなくて、いじめというものが存在としてあるという前提で物事を考えようというような風潮になってきましたよね。ですから、今までみたいに、いじめがある、ないではなくて、あるという前提で物事を見ると、多分見方も変わってくるし、対応方法も変わっていくのだと思うのです。ですから、多分、北嶋さんの言っているのはそういうことなのではないかなというふうに思いますので、もう一度真っさらの状態、今、子供たちが本当に追い込まれていないかどうかというのを、SOSを受け取る方法または発信する方法を、もう一度検討を我々の方でもしていく必要があるのではないかと思います。

野口指導課長 ありがとうございます。6月にとったいじめアンケートの追跡調査が出そろいましたので、早ければ来週、10月に入ってからですが、指導課の方で学校訪問をさせていただいて、現在、小学校の方は約98%解消ということで上がってきております。中学の方は70%解消ということで、まだ未解決のものもあるということです。特に未解決については、指導課も連携しながら解決の方向に向けて活動していこうと思っております。

あわせて、もちろんホームページ以外のものも、確かに学校の中に、目につく場所にそういう関係物があることで、そういうところに相談もできるんだな

とか、また、いじめている子供もこれを見て、いじめはよくないというようなことで思いとどまるようなものもあってもいいのかなと、今話を聞きまして思いました。その辺もあわせて今後検討していきたいと思えます。

北嶋委員 めるへん文庫を前回購入させていただきました。めるへん文庫は何回か、継続するのは難しいということで来ましたが、10周年を迎えられたことをとてもうれしく思えます。これからまたこれを継続するのは大変なようですけれども、どうか方法を考えながら今後も続けていきたいと思えます。今回、後ろのあとがきの中にも、市長が「これからも応援していきます」と書いてくださり、教育長も「大きく羽ばたいてください」と書いてくださり、また、編集をなさったお二方からも、こういう創作活動に向ける子供たちにとってもすばらしいエールが送られています。今回はこういう装丁になりましたけれども、どういう形でめるへん文庫を続けていくかというのは大人の知恵を出さなければいけない状況にあると思えますけれども、今回次のを募集していますよね。これからも子供たちがこれを目標とする世界を我々がつくったのですから、その責任において、これを続けるべく努力をしなければいけないと思っていますので、担当のところでもよろしくお願ひしたいと思えます。

鈴木文化・スポーツ課主幹 お答えします。今、委員がおっしゃいましたとおり、めるへん文庫は今11回目の募集をしています。これまで販売場所は市内の2カ所でやっていたのですが、多くの方に読んでもらうためにも、販売場所の拡大等を含めて前向きに検討していきたいと思えます。

北嶋委員 ぜひ、市内のいろいろな公共施設がありますので、そこで金品の授受とかは難しい状況があるようですけれども、上手に知恵を使って、資金調達の方法も考えながら継続していきたいと思えます。

篠崎委員長 ほかに質疑ありますか。

北嶋委員 前回、委員さんにこのすぐろくが配られたと思えますけれども、

このすぐろくは子ども課が担当したのですが、たまたま私がかかわったので申し上げますけれども、これをつくるに当たって、教育委員会の指導課の職員の方が去年の秋から制作準備会と一緒にやってきました。ことしは8月の終わりまで職員の方お一人が、ずっと一緒にこのすぐろくをつくってまいりました。このすぐろくの中のそれぞれの設問に関しては、我孫子市内の小中学校にお声をかけて、問題文を全校からつくって出してもらいました。ということで、子供たちがかわり、学校がかわり、教育委員会の職員がかかわっていることですので、この所管課は子ども課ですけれども、教育委員会でもこれにかかわってきたという報告があってもいいのかなと。でないと、私はたまたまかかわったので、我孫子の子供たちが頑張ったよというのはわかりますけれども、ほかの委員の方々は多分おわかりにならないだろうと思います。私から説明すればいいのでしょうかけれども、これは教育委員会としてかわり、指導課と文化課がかかわってくださって、いろいろなチェックを行ってくださり、こんなすばらしいものができています。そういうことで、担当を越えて教育委員会と一緒につくったよ、各小中学校の子供たちも一緒につくったよ。しかも、まちづくり探検隊に入ったのも我孫子の小中学生ですから、ほとんど学校と一緒につくったものですので、子ども課がつくろうと、どこがつくろうと、とりあえずこれを配るに当たって、こういうことでできましたよという報告をきょういただいてもよかったかなと思います。

野口指導課長 ありがとうございます。指導課の方では佐藤指導主事がずっとかわらせていただきました。もちろん学校の子供たちが中心で作成されたものですけれども、その辺配慮が行き届かなくて御報告しなかったことをおわび申し上げます。今後、その辺、いろいろな課がかかわりながら作成したものだよということで広くお知らせができればなと思っております。

北嶋委員 大人のかかわりよりも、子供たちが文化課の職員の方、指導課の

職員の方と一緒につくったものですので、やはり教育委員会で学校や何かのことを見守らなければならない立場にいる私たちですので、そういうことも、教育委員会主催ではないけれども、子供たちはこういう活動もしているということを広く我々が知っていた方がいいのではないかと思ひまして、蛇足だと思ひましたけれども発言させていただきました。

篠崎委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。諸報告に対する質疑を打ち切ります。

篠崎委員長 以上をもちまして今定例会に付議された案件の審査はすべて終了しました。これで平成24年第9回教育委員会定例会を終了します。どうも御苦労さまでした。

午後2時29分閉会